

# 窪田製薬ホールディングス株式会社 定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、窪田製薬ホールディングス株式会社と称し、英文では Kubota Pharmaceutical Holdings Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医薬品原材料、医療用器材、医療用消耗品、動物薬、農薬、化粧品及び健康食品の研究、開発、輸出入並びに製造、製造受託及び販売
- (2) 前号に関するコンサルタント業務
- (3) 医学、農学分野の研究開発の受託
- (4) 医学、農学分野の特許権の譲渡、譲受及び管理
- (5) 移植及び再生医療の研究開発及び技術移転、並びに再生医療製品の製造、輸出入及び販売
- (6) 前各号に附帯する一切の業務

2 当会社は、前項各号の事業を営むことができる。

### (本店所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、280,000,000株とする。

#### (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

#### (株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

#### (株主総会の招集)

第 11 条 定時株主総会は、第12条に定める当該定時株主総会の議決権の基準日後3箇月以内にこれを招集する。

- 2 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

#### (株主総会の招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### (株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、その決議によって、法令又は定款に別段の定めがある事項を定めるほか、当会社又は当会社の親会社及び子会社の取締役、従業員及び顧問に対する当会社の新株予約権

- (ストック・オプション) の発行の計画の内容を定めることができる。
- 2 当会社は、前項に基づき前項の計画の内容を決定する場合には、その内容として、次の事項その他の新株予約権の発行の要項を定めることができる。
- (1) 当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の種類
  - (2) 当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の総数の上限又はその算定方法
  - (3) 当該計画により発行される新株予約権と引換えに払い込む金銭の額又はその算定方法（当該金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨）
  - (4) 当該計画により発行される新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要
  - (5) 当該計画の有効期間
  - (6) 当会社が必要と判断したその他の要項

#### **(株主総会の決議方法)**

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### **(議決権の代理行使)**

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## **第4章 取締役及び取締役会**

#### **(取締役の員数)**

- 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### **(取締役の選任)**

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### **(取締役の任期)**

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長、最高経営責任者及び最高財務責任者各1名並びにその他の役職を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。但し、取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

#### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠つたことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任

限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集手続き)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の決議方法)

- 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査等委員会規程)

- 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

- 第33条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

- 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

### (剰余金の配当等)

- 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前二項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

### (配当の除斥期間)

- 第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成27年12月8日作成

平成28年10月24日	第1回改訂
平成28年12月 1日	第2回改訂
平成29年 6月 1日	第3回改訂
令和 4年 4月22日	第4回改訂
令和 5年 4月21日	第5回改訂
令和 7年12月19日	第6回改訂